

大和市市民参加推進条例

【更新日：平成23年5月11日】

行政活動の企画立案から実施、評価に至るまでの過程に市民が主体的に参加し、その意見を市政に反映するための仕組みを定めた「大和市市民参加推進条例」を平成19年10月1日に施行しました。大和市では、これまでもさまざまな形で市民参加を進めてきましたが、その方法には一定のルールがありませんでした。今後はこの条例で定めているルールに従い、市民参加の手続を踏むことになります。

■ 市民参加の実施予定・実施状況

大和市市民参加推進条例第8条の規定に基づき、市民参加の手続について、昨年度の実施状況と今年度の実施予定を公表します。

▼ 平成23年度の市民参加の実施予定

市民参加実施予定（H23年度）

▼ 平成22年度の市民参加の実施状況の報告

現在作成中

■ 市民参加の手続

大和市市民参加推進条例では、事務を担当する部署ごとに市民参加の対応がまちまちにならないように、市民参加の手続の対象となる事項と実施方法を定めています。

▼ 市民参加の手続の対象

大和市市民参加推進条例第6条第1項の規定に基づき、以下の事項（「対象事項」といいます）を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければなりません。

対象事項	例
総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	総合計画、環境基本計画、地域保健福祉計画、都市計画マスタープランなど
市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	自治基本条例、情報公開条例、個人情報保護条例、新しい公共を創造する市民活動推進条例、環境を守り育てる基本条例、市民参加推進条例、文化財保護条例、廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例、自転車等の放置防止に関する条例など
広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更	学校、道路、公園、コミュニティセンターなどを新しく作る場合の基本構想、基本計画、基本設計など
市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	各種施設の使用料金の設定、通学区域の設定、住民投票制度など
市民生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更	土地区画整理事業、再開発事業など

▼ 市民参加の手続の方法

大和市民参加推進条例第7条第1項で4つの手続を定めています。

上記の対象事項を行うときは、適切な時期に次の4つのうち1つ以上の方法で市民参加を行わなければなりません。さらに、特に市民への影響が大きいと認められるものは、意見交換会の開催を含む2つ以上の方法で市民参加を行わなければなりません。

- 1、[審議会等の設置](#)
- 2、[意向調査の実施](#)
- 3、[意見交換会等の開催](#)
- 4、[意見公募手続の実施](#)

■ 市民参加をさらに推進していくために

これらの手続のほか、市民のみなさまが積極的に市政に参加することができるように、次のような制度を設けています。

- 1、[政策提案手続](#)
- 2、[市民登録制度](#)
- 3、[市民参加推進・評価会議](#)

関連資料

[大和市民参加推進条例](#) [PDF](#)

[大和市民参加推進条例逐条解説](#) [PDF](#)

[大和市民参加推進条例施行規則](#) [PDF](#)

関連リンク

[大和市自治基本条例](#)

[大和市住民投票条例](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

問 い 合 わ せ

政策部 政策総務課 総務調整担当（本庁舎3F [案内図](#)）

電話：046-260-5302

FAX：046-261-4592

[このページに関するお問い合わせはこちら](#)